## 音 声 利 用 I P 通 信 網 サ - ビ ス 契 約 約 款 の - 部 改 正

	[改正]					[	現 行 ]	
第1章~第15章 (略)			第1章	第1章~第15章 (略)				
料金表			料金表	料金表				
通則 (略)			通則 (略)	通則 (略)				
第1表 料金			第1表 料	第1表 料金				
第1~第3 (略)			第1~第	第1~第3 (略)				
<ul><li>第4 通信料</li><li>1 (略)</li><li>2 料金額</li></ul>			<ul><li>第4 通信料</li><li>1 (略)</li><li>2 料金額</li></ul>					
国内通信に係るもの 2-1 第1種契約に係るもの ア (略) イ 移動体通信及びIP電話通信に係るもの				通信に係るもの -1 第1種契約に ア (略) イ 移動体通信	係るもの i及びIP電話通信に係	<b>3</b> もの		
料金種別 単位 (かっこ内は税込額)				料金額				
		単位			料 金 種 別		単位	(かっこ内は税込額)
通信料 (略)	(略)	(略)	(略)	通信料	(略)	(略)	(略)	(略)
IP電話通信					IP電話通信	グループ2 – A	3分までごとに	10.4円 (11.232円
	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
ウ〜エ (略)					ウ~エ (略)		-	-

## 2-2 第2種契約に係るもの

ア (略)

イ 移動体通信及びIP電話通信に係るもの

10 A IF	Dil.	74 /L	料金額	
料 金 種	<b>Б</b> І	単位	(かっこ内は税込額)	
移動体通信	(略)	(略)	(略)	
I P電話通信				
	(略)	(略)	(略)	

ウ~エ (略)

第5~第6 (略)

第5表 (略)

別表1~別表4 (略)

別表 5

区分	接続する事業者名
(略)	(略)

別表6 (略)

附 則(平成28年9月6日経企第833号)

## (実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年9月13日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P通信網サービスの料金その他の債務については、なお 従前のとおりとします。

## 2-2 第2種契約に係るもの

ア (略)

イ 移動体通信及び I P電話通信に係るもの

料 金 種 別		714 /±	料金額	
		単位	(かっこ内は税込額)	
移動体通信	(略)	(略)	(略)	
I P電話通信	グループ 2 – A	3分までごとに	10.4円 (11.232円)	
	(略)	(略)	(略)	

ウ~エ (略)

第5~第6 (略)

第5表 (略)

別表1~別表4 (略)

別表 5

区分	接続する事業者名		
グループ2 – A	当社が別に定める事業者		
(略)	(昭各)		

別表6 (略)